

「うじスマートウェルネス推進事業」におけるウォーキングアプリ導入・運用等業務について、契約希望者から提案を受けて契約対象者を決定する公募型プロポーザルにより実施するので、次のとおりお知らせします。

令和6年4月19日

宇治市長 松村 淳子

公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

「うじスマートウェルネス推進事業」におけるウォーキングアプリ導入・運用等業務は、宇治市民の「働き盛り世代」や「健康無関心層」がウォーキング等の健康づくりに継続的に取組むためのきっかけをつくることめざす。

国民の7割を占めるとされる「健康無関心層」はヘルスリテラシーが低く、これらの層に対する従来の健康づくり啓発の広報等には限界がある。また、市では、青壮年期男性の肥満の増加や、男女の歩行数減少、虚血性疾患による死亡が多いなどの課題を有している。

これらの現状、課題を解決するため、民間企業等と連携した健康づくりの一環として、民間企業が有するスマートフォン用ウォーキングアプリケーション（以下「アプリ」）を活用した健康づくりのためのインセンティブ制度を構築し、健康づくりのきっかけをつくり、行動変容を促すことを目的とする。

2 委託業務内容

（1）委託業務名

「うじスマートウェルネス推進事業」におけるウォーキングアプリ導入・運用等業務

（2）委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

（3）業務概要

①ウォーキングアプリ運用期間

令和6年9月1日から令和7年2月28日まで

②対象者

宇治市内に居住・在勤・在学の方

③業務内容（詳細は仕様書を参照のこと）

スマートフォンなどを活用したウォーキングアプリのシステム構築及び運用に必要な業務、アプリ登録会兼測定会の企画・運営及び付随する業務一式

- ウォーキングアプリの構築、公開および運用管理
- インセンティブの開発・設定・提供及び助言
- 効果的な広報手法等の提案および実施

- アプリ利用者がウォーキング取り組みの成果を健康状態の変化として実感できる仕組みの提案
- 利用者の取り組み結果データの作成及び効果検証方法の提案
- 各種データ等の抽出及び分析への助言
- アプローチする地域（槇島包括圏域）でのアプリ登録会兼測定会の企画
- 成果品の提出

(4) 事業費

本件に係る総予算額（事業費の上限額）は3,906,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）である。なお、前払い及び部分払いは行わない。

3 参加者に要求される資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないことのほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 本件のプロポーザル参加申込書提出日の最終日及び見積日において宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定がなされている場合を除く。または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (3) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 過去10年間（平成26年4月から参加申込書提出日まで）において、ウォーキングアプリのシステム構築を含む導入及び運用業務を元請として行い、完了した実績を有すること。

4 関係書類の配布

(1) 配布場所

宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
宇治市役所庁舎本館 3階

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(2) 配布期間

令和6年4月19日（金）から令和6年5月8日（水）まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時00分まで
(正午から午後1時までを除く。)

5 プロポーザルへの参加方法

本件の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加申込書、業務実績調書（資格審査用）を宇治市長に提出しなければならない。

（1）受付場所

本要領4（1）と同じ。

（2）受付期間

本要領4（2）と同じ。

（3）提出方法

郵送又は直接持参すること。郵送方法は、特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はその他到着の確認できる送付方法のいずれかを用い、お知らせで指定する期日まで（必着）に宇治市総務・市民協働部契約課へ郵送して下さい。なお、郵送料は、入札参加希望者の負担とします。料金不足のものは受け取りません。配達日指定を用いることを推奨します。

6 提案書の提出者について

（1）審査の結果、提案書の提出者として選定した者には、令和6年5月20日（月）にファックス等により連絡するので、本要領8により提案書を宇治市長に提出すること。

（2）提案書の提出者として選定されなかった者については、その旨をファックス等により連絡する。審査経過については公表しないが、非選定理由の説明を求める者には理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求める者は、当該通知日の翌日から起算して5日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

7 業務等に関する質疑

（1）質疑の受付場所及び期間

①受付場所

本要領4（1）と同じ。

②受付期間

令和6年4月19日（金）から令和6年5月20日（月）まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時00分まで
(正午から午後1時までを除く。)

（2）提出方法

質疑は文書によるものとし、質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。
なお、持参を原則とするがファックスによる送付も認める。その場合は、併せて電話で連絡し、到着を確認すること。

（3）質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和6年5月22日（水）午後1時以降、宇治市総務・市

民協働部契約課にて閲覧できる。

8 審査資料（提案書）の提出

（1）審査資料（提案書）

資料は原則としてA4判（A3判の折り込みは可）、縦使い、横書きとし、表現方法は特に問わないが要点を簡潔にまとめること。また、審査資料はすべてコピーでよいものとする。（原本の提出は不要。）表現にカラーが必要と考える場合はカラーコピー等を利用してもよい。

内容については、うじスマートウェルネス推進事業として、特に「健康無関心層」「働き世代」に、健康づくりの大切さを伝えることができる内容で、特に重点的にアプローチするエリアである「楨島包括圏域」の住民の参加を見込める企画を提案すること。下記の項目について重点的に記載すること。

- ウォーキングアプリの企画概要
- ウォーキングアプリのシステム概要
- インセンティブの概要
- 楨島包括圏域におけるアプリ登録会及び測定会の企画概要
- 広報
- チラシの作成・印刷概要
- 実施スケジュール・業務体制
- 本件業務委託にかかる総費用
- 業務実績
- その他、条件の提示

（2）審査資料（提案書）の受付等

①受付場所

本要領4（1）と同じ。

②受付期間

令和6年5月27日（月）から令和6年5月31日（金）まで

午前8時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）

③提出方法

持参もしくは郵送とする。（必着）

④提出部数

8部とする。

9 資料作成にあたっての留意点

（1）『ウォーキングアプリの企画概要』の留意点

広く市民及び「健康無関心層」「働き世代」が運動習慣を継続的に実施することができる魅力的な企画を具体的に提案すること。ウォーキングアプリの参加からインセ

ンティブの受取りまでの流れを具体的に提案すること。また、同様の業務実績について、具体的に記載すること。

(2) 『ウォーキングアプリのシステム概要』の留意点

システム概要について、分かり易く具体的に提案すること。

モバイル端末上の画面レイアウト、地図画面のレイアウトを具体的に、イメージ図等を利用して提案すること。

(3) 『インセンティブ』の留意点

利用者が継続して取組みたくなる商品と配信方法を具体的に提案すること。

(4) 『槇島包括圏域におけるアプリ登録会及び測定会の企画概要』の留意点

市民が参加したくなるような具体的な実施内容及び登録会の内容を具体的に記載すること。

(5) 『広報』の留意点

主催者が行う広報活動とは別に、インターネット等を活用し、より多くの参加者が見込める広報企画を提案すること。

(6) 『チラシの作成・印刷概要』の留意点

見本の提出は必ずしも求めないが、市民が手に取り、参加(登録)したいと思うことができるような効果的なチラシとするための考え方を示すこと。

(7) 『実施スケジュール・業務体制』の留意点

本事業実施に向けた具体的なスケジュール及び業務体制を提案すること。

(8) 『本件業務委託にかかる総費用』の留意点

業務全般についての見積金額を、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額にて記載すること。また、次の事項等についても内訳を記載すること。

- ・システム運用費：ウォーキングアプリシステムの運用・保守管理費用等
- ・インセンティブ費：商品の作成費用及び配信手数料等
- ・登録会及び測定会費：アプリ登録会兼測定会の企画・運営費用等
- ・印刷物作成費：ウォーキングアプリ広報に係るチラシのデザイン作成及び印刷費用（A4両面フルカラー刷り、10万枚分）
- ・諸 経 費：打ち合わせ経費、その他の費用

(9) 『その他、条件の提示』の留意点

特別に条件を設定する必要がある場合のみ、その事項を明記すること。

(10) その他

- ①資料提出後の追加、修正は認めない。
- ②膨大な資料が提出された場合には、貴社に断りなく妥当な量に削除することがある。
- ③提出された資料は返還しない。

10 提案書を特定するための評価基準

「「うじスマートウェルネス推進事業」におけるウォーキングアプリ導入・運用等業

務提案書採点表」のとおりとする。

11 提案の審査

- (1) 業者の選定にあたっては審査委員会を設置し、各提案書提出者からの提案書類の審査を行い、契約対象者を選定する。
- (2) 審査の方法は書面審査とするが、提案内容に疑義が生じた場合など必要に応じてヒアリングを行う場合がある。なお、審査評価点が満点の6割に満たない場合は契約対象者として選定しない。
- (3) 審査評価点が最高得点の者を契約対象者として選定する。なお、提案者が1者の場合でも、審査評価点が満点の6割以上であれば契約対象者として選定する。
- (4) 審査経過については公表しない。非選定理由の説明を求める者には理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。
- (5) 審査結果についてはプロポーザル参加者すべてに通知するが、異議の申し立ては認めない。

12 業務委託契約の締結

宇治市にとって最適の提案をした者を審査委員会で選考し、契約対象者とする。選定了した者と契約条件の協議を行い、協議が整えば随意契約の手続により、業務委託契約を締結する。

13 参加報酬

プロポーザル参加報酬は支給しないのであらかじめ了承されたい。

14 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市業務委託契約書約款は、宇治市総務・市民協働部契約課で閲覧することができる。

15 その他

- (1) 提案書の提出を辞退しても、これを理由として不利益な取り扱いをすることはない。
- (2) 選定後に契約対象者との契約条件に係る協議において、提案内容から大幅な変更が生じた場合は、次点となる提案をした者を契約対象者とする。ただし、提案内

容が要求水準に達していない場合は次点とは見なさない。

- (3) 契約後に、市がやむを得ないと認める理由により、大幅な変更が発生した場合は、代案及び契約金額の変更等について協議を行う。
- (4) 1から15までに定めるもののほか、宇治市財務規則の定めるところによる。なお、本要領に示した書類のほか宇治市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。また、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、また追加する場合がある。

「うじスマートウェルネス推進事業」におけるウォーキングアプリ導入・運用等業務提案書採点表

		評価項目	評価の要点	配点 詳細	配点
1 企画 概要	企画 概要	事業への理解・知識	本業務の目的を十分に理解し、実施にあたる基本的な考え方が示されているか。	10	35
		内容(具体性)	市民の興味関心を集め、多くの参加者が見込める注目度の高い全体企画が提案されているか。	15	
		内容(効果・効率)	事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか	10	
2 提案 項目の評 価	システム概要		アプリは安定した運用管理が可能で、利用者が継続してウォーキングに取組む意欲が湧く内容となっているか	15	120
			コンテンツ配信やイベント性の高い仕組みを構築し、楽しく健康づくりに取り組む工夫がされているか	15	
			健康状態を把握するための仕組みが利用者にとって過度な負担がなく、気軽に取組めるものとなっているか	10	
			ウォーキング取組みによる健康状態の変化が客観的でわかりやすく実感できるか	5	
			取組み結果として提出されるデータは、ウォーキングによる効果を検証・分析することができる、適切なデータとなるか	5	
			結果データを基に提案される効果検証方法は、単年で終わるものではなくPDCAサイクルをまわし、次年度の取組へと結びつくような内容となりそうか	5	
			本運用終了後も、利用者が無償でアプリを利用でき、インセンティブの獲得等により継続的なウォーキングの実践意欲が湧くような仕組みを提供できるか。	10	
	インセンティブの開発・設定・提供及び助言		アプリを活用したインセンティブの開発・設定・提供の実績があり、社会通念上妥当なものとなるよう配慮しつつ利用者にとって継続的なウォーキングの実践意欲が湧くようなインセンティブを開発・設定し、提供できるか	10	
			健康無関心層が興味を持ち参加したいと思うような効果的な実施内容となっているか	15	
			アプリ登録会兼測定会に参加することにより、利用者が運動に関心を持つことができるような内容となっているか	10	
3 業務 遂行 能力	健康無関心層への効果的な広報手法等の提案及び実施		広く市民、特に「働き盛り世代」や「健康無関心層」に周知するため、SNSを活用するほか、「働き盛り世代」が集まる場所での情報発信等市内全域に届く広報手法の提案となっているか	5	40
			特に、「健康無関心層」が興味を抱きやすい効果的なチラシ作成のための考え方を示すことができているか	15	
	実施スケジュール・業務体制		工程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの工程が明確に説明されているか	10	
			提案内容を実施できる人員を確保できているか	15	
4 独自提案	業務実績		本業務に関連する事業において良好な実績を有しており、知識、経験及びノウハウ等を十分に活かすことが期待できるか。同等の業務を完了した実績の件数によって評価する。	15	5
			仕様書に示された内容以外に、独自の提案が示されているか。	5	
5 費用見積額			予定価格(事業費)内の見積額となっているか。	可否	可否
合計					200

委託業務仕様書

1. 業務名

「うじスマートウェルネス推進事業」におけるウォーキングアプリ導入・運用等業務

2. 趣旨

本業務は、宇治市民の「働き盛り世代」や「健康無関心層」がウォーキング等の健康づくりに継続的に取組むためのきっかけをつくることを目的としている。

宇治市国保被保険者においては、青壮年期のメタボリックシンドローム該当者の増加や、男女の運動習慣がある人の減少や歩行数減少、虚血性心疾患による死亡が多いなどの課題を有している。加えて、新型コロナウイルス感染症による外出自粛により、運動不足を生じるなど、生活習慣の変化をきたしている。これらの現状、課題を解決するため、民間企業等と連携した健康づくりの一環として、民間企業が有するスマートフォン用ウォーキングアプリケーション（以下「アプリ」）を活用した健康づくりのための宇治市独自のインセンティブ制度を構築し、健康づくりのきっかけをつくり、行動変容を促すことを目的とする。

3. 業務内容

（1）アプリの構築、公開及び運用管理

4の条件及び5の機能を満たすアプリを構築し、公開すること。また、以下のとおりアプリの運用管理を行うこと。

（ア）運用期間

アプリの運用期間は原則令和6年9月～令和7年2月の6か月間とする。

なお、作業の進捗等により運用期間を変更する必要が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

（イ）利用者数

見込み1,000人

※見込み人数を超える場合、追加費用が発生しないこと。

（ウ）障害時の連絡体制

障害時の連絡体制や対応マニュアルを整備し、障害発生時には速やかに発注者に対し報告するとともに、障害解消後に、発生時からの対応状況をまとめた報告書を発注者へ提出すること。

（エ）本業務におけるユーザーからの問合せ先は原則、受注者とする。

（オ）受注者又は発注者がユーザーからの問合せにより、受注者による技術的助言やアプリ機能の修繕等の必要が生じた場合は、受注者は直ちに対応すること。

（カ）OS及びアプリのバージョンアップ、仕様変更については、変更点を明確にし、発注者に説明の上、これを実施することとし、この費用は受注者が負担するものとすること。

(キ) 悪意のある第三者など、外部の脅威に対するセキュリティ対策を行い、セキュリティ事故が発生した場合は、直ちに発注者へ報告し、受注者の責任において対応すること。

(2) インセンティブの開発・設定・提供及び助言

受注者は、アプリを活用したインセンティブの開発・設定・提供の実績があり、以下の条件を満たしていること。

(ア) インセンティブの開発・設定・提供

受注者は、参加者に対し、インセンティブの開発・設定・提供が行えること。

①原則、2か月に1回歩数等に応じて対象者に、提供するもの（2・4か月目）

200円以上のインセンティブを各回100人程度に提供すること。

②歩数及び最終アンケート回答者等の条件を満たした者の中から対象者に提供するもの（6か月目）

インセンティブについては、1,000円相当を50名、500円相当を100名、200円相当を150名程度に提供すること。

上記①及び②の一部は、原則配送を伴わない引換券等により提供すること。

②の一部についてはその限りではないが、対象者への通知は受注者が実施し、引換券等の配信や通知費用は受注者が負担するものとする。インセンティブの内容等については、発注者との協議において決定する。

(イ) インセンティブの開発・設定・提供等に関する助言

受注者は、発注者に対して、日々の歩数のクリア状況等に応じたインセンティブの設定や、社会通念上妥当なものとなるよう配慮しつつ利用者にとって継続的なウォーキングの実践意欲が湧くようなインセンティブの開発、抽選方法等について、適切な助言が行えること。

(3) 特に健康無関心層への効果的な広報手法等の提案及び実施

(ア) 市政だより「広報うじ」（令和6年8月15日または9月1日号、市内全世帯に配布）に挟み込む、本アプリに関する折込ちらし（A4両面フルカラー刷り・10万枚）のデザイン作成及び印刷、納品を行うこと。

(イ) 広く市民、特に「働き盛り世代」や「健康無関心層」に周知するため、市内全域に届く広報を提案し実施すること。SNSを活用するほか、「働き盛り世代」が集まる場所での情報発信等様々な手法を駆使すること。

(ウ) 宇治市が実施する広報活動に的確な助言が行えること。

(4) アプリ利用者がウォーキング取組みの成果を健康状態（数値等の指標）の変化として実感できる仕組の提案

(5) 利用者の取組み結果データの作成及び効果検証方法の提案

(6) 各種データ等の抽出及び分析等への助言

受注者は、発注者から要望のあった利用者の取組み結果等のデータの抽出（2か月に1回を想定）及び抽出されたデータを基にした分析に対して助言が行えること。また、管理画面において、発注者がデータ出力のできる機能を有すること。

(7) 令和6年度に市としてアプローチする地域（槇島包括圏域）への取り組み

令和5年度健康データ分析において、市内でも高血圧症・糖尿病・脂質異常症の罹患率および医療費が高いと判明した槇島包括圏域において、運用期間内にアプリの登録会兼測定会を3回企画・運営・実施すること。

（ア）日程については発注者と協議し、決定する。会場は発注者が設定し、当日発注者が立ち会いを行う。

（イ）開催1回あたり設置から撤収含め8時間以内とし、想定参加人数100人に対応できる体制を計画すること。ただし、開催地の開催時間によって別途協議とする。

（ウ）本アプリの説明および登録の補助を行うことのできるスタッフを配置すること。

（エ）市民が興味を持ち、健康づくりに関心を持つような測定項目を複数種類用意し、結果説明を実施すること。

4. アプリの条件

アプリは、原則既存の製品をベースとして構築するものとし、以下の条件を満たすものとすること。

（1）日本語に対応していること。

（2）iOSであればApp Store、AndroidOSであればGoogle Play双方から、無償で入手可能であること。

5. 機能概要

アプリは公開時に以下の機能を実装していること。

（1）歩きスマホの防止のため、アプリを起動していない状態でも歩数のカウントなど、必要なデータを収集できること。また、GPSによって現在地が把握できる機能があること。

（2）継続的なウォーキングの実践を促すため、アプリに登録しているユーザーの歩数(ポイント)によってインセンティブが付与できること。また、ユーザー数・ID数の増加に対応でき、ユーザー数・ID数による経費の変動を必要としないこと。

（3）ウォーキングに限らず、各種健（検）診受診や、自治体主催の健康イベント等への参加等に対し、セキュリティ対策、不正対策等に考慮し、ポイントが付与できること。

（4）アプリには本事業による本市登録ユーザーを登録する機能があり、既存ユーザーとの区別が可能であること。また、登録に際し、居住地、勤務地、通学地、性別、年代等が登録・管理できるようにすること。また、参加者の住所地や任意のグループ（小学校区を想定）が設定でき、ランキングが表示できる機能を有すること。

（5）本人の取組の成果として、健康指標（体重、BMI等）の維持や改善によりポイントが付与できること。アプリ自体に本機能が無い場合は、事前事後アンケート結果を活用してもよいこととする。

（6）本事業による本市登録ユーザーの利用実態を把握し、分析・集計するための管理機

能として、歩数だけでなく、利用者の意識・行動・生活状況等が把握できるようアンケート機能等によるセルフチェック項目等を設けること。上記セルフチェック項目等については、利用者が初回利用時及び運用終了時に入力することを前提とし、運用終了後にウォーキング取組みの成果として CSV 等のデータで出力できること。また、利用者の ID 等で紐付けできること。項目等の詳細については、別途協議の上決定する。

(7) 本運用開始後、既存製品起動の際、「お知らせ」や「プッシュ通知」等の通知機能により、運用開始を知らせ、案内画面への遷移が可能であること。また、発注者からのメッセージ発信や利用者が継続して取り組めるように応援メッセージ等を通知する機能を有すること。

(8) 本運用終了後も、利用者が無償でアプリを利用でき、インセンティブの獲得等によりウォーキングの取り組みが継続できるようにすること。

(9) その他、本業務に資する機能等があれば発注者に対し提案を行うこと。

6. 業務委託期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日（月）

7. 著作権

(1) 受注者は、発注者がアプリを広報及び広告活動等に利用する場合に限り、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

(2) 受注者は、アプリにおいて著作権等の権利を持つことによって生じる権利を第三者に譲渡しないものとする。

(3) 受注者は、第三者の商標権、著作権その他諸権利を侵害しないものであることを発注者に対して保証すること。

なお、アプリにおいて使用する写真、文字、キャラクター等が受注者以外の著作物である場合は、現著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を行った上で本業務に当たるものとし、当該著作物の著作者と発注者の間に著作権等上の紛争を生じさせないこと。

8. 成果物の提出及び帰属について

受託者は、本業務の趣旨に基づき、次のとおり成果物を作成し、宇治市へ提出すること。なお、提出形式等は別途協議の上、決定するものとする。

- (1) 本市用アプリ実装コンテンツ一覧
- (2) 管理・運用マニュアル
- (3) 実施結果データ（①定期報告（2か月に1回）・②最終報告）

9. その他

- (1) 本業務について、受注者の組織内に担当者を配置とともに、委託業務の進捗状況及び内容確認を行うため、発注者からの要請があれば、受注者は業務打ち合わせを実施すること。
- (2) 発注者は、受注者より示されるアプリの使用条件を遵守するものとする。
- (3) プロポーザルでの提案書及び協議における決定事項は仕様書に含むものとする。
- (4) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、発注者と協議して決定するものとする。